政策目的随意契約の実施（契約後の公表）

富山県会計規則第 100 条の２第２項第３号の規定により次のとおり公表します。

令和８年 11 月４日

富山県知事　新田　八朗

１　随意契約に係る物品等の名称等

（１）業務の名称

富山市高園町除草業務

（２）業務の内容

富山市高園町県有地の除草業務

場所　富山市高園町

面積　400 ㎡

（３）業務実施期間

契約の相手方を決定した日から令和８年 11 月 30 日（月）まで

２　委託業務を行った室課の名称及び所在地

富山県土木部建築住宅課　富山市新総曲輪１番７号

３　随意契約の相手方を決定した日

令和８年 11 月４日

４　随意契約の相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称

富山市稲代 1023　社会福祉法人　秀愛会

５　随意契約に係る契約金額

￥　５２，８００　円（消費税及び地方消費税を含む。）

６　随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の２第１項第３号に該当するため。